

入会・退会等の手続き等に関する規程

昭和55年8月1日 制定
平成19年2月20日 改正
平成22年5月27日 改正
平成24年12月12日 改正
平成29年12月6日 改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター（以下、「センター」という。）の定款第6条および第8条に定める会員の入会・退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 会員としてセンターへの入会を希望するものは、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 法人又は団体の場合は、名称、会員代表者及び連絡担当者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地、正会員及びその区分、準会員又は賛助会員の別及び会費口数を明記したセンター所定の様式（別紙1）による入会申込書
- (2) 個人の場合は、氏名、住所及び会費口数を明記したセンター所定の様式による入会申込書
- (3) 法人又は団体の場合は、「会社案内」、「営業（事業）案内」、「定款・規約」、「会員名簿」または「事業報告書」等、法人又は団体の事業又は活動内容を示す書類

第3条 前条各号の書類を提出した者は、理事会の承認を受けセンターの会員となる。

2 理事会に入会の承認を受けた会員は、その受付の時に遡って、センターの会員としての権利を有し、義務を負うものとする。

(届出)

第4条 会員は、第2条の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員は、会員の業態に変更があり、定款第5条に定める会員の種別を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく、その旨を会長に届け出て会員種別を変更しなければならない。

(会員名簿及び情報の取扱い)

第5条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第1項の会員名簿に登録された事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。
- 3 センターは、会員名簿に登録された情報について、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。
- 4 第3項にかかわらず、法人名、団体名及び個人会員にあっては個人名は別に定める情報公開規程の公開対象とする。

(入会金及び会費)

第6条 会員は別に定める入会金及び会費に関する規程により、入会金及び会費を納付しなければならない。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を得ることができる。

- (1) センターが発行する情報誌及び特集号を、定款第5条に規定された会員種別及び区分に基づき、理事会で別に定める基準に従い、無償にて提供を受けることができる。
- (2) センターが発行する特別資料等について、会員優待価格にて提供を受けることができる。
- (3) 会員はセンターが調査収集している情報について、一般的な内容について電話等での相談を受けることができる。
- (4) 会員はセンターホームページ(会員ページ)に掲載される各種情報を閲覧することができる。
- (5) 会員は最新情報を紹介するメールマガジンを受信することができる。
- (6) 会員はセンター図書室を閲覧し、また、公開されたデータベースを閲覧使用することができる。

(会員種別及び正会員区分の変更)

第8条 会員が自己の業態変化に伴い会員種別を変更しなければならなくなった場合は、その事由が発生した後速やかに会員種別の変更の届出をしなければならない。会員種別の変更時期はその事由が発生した日の属するセンターの事業年度とするが、センターの事業年度前期中の変更の場合は事業年度後期より会員種別を変更とし、センターの事業年度後期中の変更の場合は次事業年度より会員種別を変更することとする。変更届の様式は別紙3とする。

- 2 正会員はセンターの事業年度の半期単位で任意に正会員区分の変更をすることができる。この場合、変更をする14日前までに変更届を提出しなければならない。変更届の様式は別紙3とする。

(退会)

第9条 会員はセンターの事業年度終了又は上半期終了をもって任意に退会することができる。この場合、退会する14日前までに別紙2様式事項を記載した退会届を提出しなければならない。ただし、定款第9条の除名処分が提起された場合はこの限りでな

い。

- 2 退会届けを提出した者、及び定款第9条の定めにより会員の資格を喪失した者は、退会と同時に会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前第1項および第2項により退会する者は、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を納入しなければならない。
- 4 前第1項および第2項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、第7条の会員の特典は会員資格の喪失と同時に喪失する。

(再入会)

- 第10条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定する。ただし、退会の際に未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を納入しない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

- 第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、平成29年12月6日から実施する。

入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター 殿

所在地 〒

名称

会員代表者 役 職

(ふりがな)

氏 名

㊦

貴会の趣旨に賛同し
を申し込みます。

$\left\{ \begin{array}{l} \text{正 (a , b , c , d)} \\ \text{準、賛助 I、Ia、Ib、Ic、II} \end{array} \right\}$ 会員として下記のとおり入会

(記入例：㊦，㊧)

記

1. 入会希望時期

西暦 年 (前 ・ 後) 期より

2. 事務連絡者

部署・役職

(ふりがな)

氏 名

連絡先 〒

T E L .

F A X .

E-mail

注：会員代表者は代表取締役等でなくても構いませんが、当センターでは届出された会員代表者を貴法人または団体の（議決権等の）権利行使者（貴代表取締役等からの権限委任を受けた者）として取り扱いますのでご承知おき下さい。

提出日： 年 月 日*¹

退会届

一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター 殿

当社（当協会）*²は 年 月 日*¹をもって退会しますので宜しく手続き方お願い申し上げます。

会員名：

届出者氏名*³：

印

連絡先：

注記

*¹：退会日の遅くとも14日前までに提出下さい。

14日前までに提出戴かないと次年度（次期）の会費を請求させて戴く場合がありますのでご注意ください。

*²：会員の状況により適宜表現をお選び下さい。

*³：届出者氏名は弊会員名簿に登録された代表者名または連絡担当者名を記載して下さい。

よろしければ退会の理由をお聞かせください。

()

ありがとうございました。

会員種区分変更届

年 月 日

一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター 殿

所在地 〒

名称

会員代表者 役 職

(ふりがな)

氏 名

㊤

貴会の会員種区分を変更致したく下記のとおり連絡致します。

記

1. 区分変更希望

$\left\{ \begin{array}{l} \text{正 (a , b , c , d)} \\ \text{準} \\ \text{賛助 I、Ia、Ib、Ic、II} \end{array} \right\}$	から	$\left\{ \begin{array}{l} \text{正 (a , b , c , d)} \\ \text{準} \\ \text{賛助 I、Ia、Ib、Ic、II} \end{array} \right\}$	へ変更
---	----	---	-----

(該当区分に○を付して下さい。)

2. 会員区分変更希望時期

西暦 年 (前 ・ 後) 期より

2. 事務連絡者

部署・役職

(ふりがな)

氏 名

連絡先 〒

T E L .

F A X .

E-mail

注：会員はセンターの事業年度の半期単位で任意に会員種区分の変更をすることができますが、変更する場合は、変更をする14日前までに必ず変更届を提出して下さい。

14日前までに提出戴かないと前期の種区分の会費を請求させて戴く場合がありますのでご注意ください。